

茨城工業高等専門学校防犯カメラ管理及び運用規則

〔平成25年5月14日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 防犯カメラの設置は、本校における危機管理を推進し、校内への不審者の侵入抑止、犯罪の予防、その他安全性の確保及び資産の保全を目的とし、当該目的を達成するために必要な限度において、その台数及び撮影範囲を調整して設置するものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として校内の特定の場所に継続的に設置される撮影装置で録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、表示及び記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(管理責任者及び取扱責任者)

第4条 防犯カメラの適正な運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、校長をもって充てる。

2 前項の管理責任者を補佐するため、設置場所ごとに防犯カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、本校不動産管理規則第4条に定める当該設置場所を監守区域とする不動産供用責任者をもって充てる。

(設置等)

第5条 防犯カメラの設置、設置場所の変更、増設及び撤去については、各施設を管理する関係組織等の審議を経て、運営会議に報告するものとする。

(撮影区域)

第6条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、防犯効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めなければならない。

(防犯カメラの設置に伴う措置)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの設置に際して次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置箇所に防犯カメラを設置している旨の表示をすること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって、防犯カメラの維持管理を行うこと。
- (3) プライバシーの保護、画像の不正利用、外部流出、改ざん等の防止措置を講ずること。

(画像の保存及び取扱い等)

第8条 画像の保存及び取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 画像は、撮影時の状態で保存すること。
- (2) 管理責任者の許可なしに画像のコピーを行わないこと。
- (3) 画像の保存期間は、録画装置の上書き消去までの期間とし、防犯カメラごとに録画画質・

コマ数及び記録容量等により設定すること。ただし、犯罪行為の証拠を保全する等の必要がある場合は、この限りでない。

(4) 画像の再生及び録画装置からの画像の持ち出しを行う場合は、管理責任者から許可を受けた者が取扱責任者の立ち会いの下で行うこと。

(5) 画像の再生等に係るパスワード等がある場合は、取扱責任者が保管すること。

(画像の利用及び提供の制限)

第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設置目的以外の目的で画像を利用又は提供してはならない。

(1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき。

(2) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

(3) 法令の定めに基づく請求があるとき。

2 管理責任者は、前項各号に規定する画像の利用又は提供をした場合は「防犯カメラ画像利用・提供・開示記録」（別紙様式1）を作成し、保存しなければならない。

(本人への画像開示)

第10条 管理責任者は、本人からその者を撮影した画像の開示の求めがあり、その申請理由が相当と認められる場合には、当該画像を開示しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により画像を提供するときは、次の各号に掲げる手続きに従って開示しなければならない。

(1) 開示申請者は、管理責任者に対して「防犯カメラ画像開示申請書」（別紙様式2）を提出しなければならない。

(2) 管理責任者は、開示の可否を関係組織等に諮り、開示申請者に対して「防犯カメラ開示審査結果通知書」（別紙様式3）を交付するものとする。

(3) 画像の開示は、取扱責任者の立ち会いの下で行い、第三者の権利利益が侵害されないようにしなければならない。

3 管理責任者は、第1項に規定する画像の開示をした場合は、第9条第2項の規定を準用する。

(守秘義務)

第11条 画像等の内容を知り得た者は、その情報を他に漏洩してはならない。

(苦情処理)

第12条 管理責任者は、防犯カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用等に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年5月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月15日から施行する。

別紙様式 1

防犯カメラ画像利用・提供・開示記録

記録者氏名

1. 利用・提供日： 令和 年 月 日 ()
2. 開始時刻～終了時刻： 時 分 ～ 時 分
3. 閲覧者氏名：
4. 立会人氏名：
5. 開示部分：(日付, 時間, 開示の範囲 (対象) を明記する)

6. 備考：

茨城工業高等専門学校
防犯カメラ管理責任者 殿

防犯カメラ画像開示申請書

下記の理由により、防犯カメラに記録された画像を閲覧したく、申請します。

申請者 所属・職名等 電話・e-mail アドレス	
(ふりがな) 氏 名	
閲覧する録画画像の 日時・場所	
申請理由・目的	
上記の閲覧に当たり、これを上記の目的以外には使用しないことを誓います。	
自署 _____	

令和 年 月 日

申請者

殿

防犯カメラ管理責任者

茨城工業高等専門学校長

防犯カメラ画像開示審査結果通知書

先に防犯カメラ画像開示申請のあった件について、下記のとおり判定し通知いたします。

承認 条件付き承認 不承認 その他

承認条件：

不承認理由：

その他：